



高砂市 議会だより

発行
高砂市議会

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1

TEL(0794) 42-2101内(4330)

(0794) 43-9051 (直通)

編集:市議会だより編集委員会

第**133**号

2005年(平成17年)7月



主な内容

- ② ページ
6月定例会のあらまし
議案概要
- ③～⑤ ページ
6月定例会の日程表
- ⑥～⑪ ページ
新焼却施設に関する
調査特別委員会報告書
- ⑫ ページ
一般質問
人事 表彰等
- ⑬ ページ
意見書
- ⑭ ページ
特別委員会名簿

2005年
6月
定例会

6月定例会のあらまし

6月定例会市議会は平成17年6月13日から24日まで、当初の予定どおり12日間開催し、本会議、各委員会をとおして熱心な議論を行いました。

冒頭、市長から本定例会に提案した議案の説明があり、その後、平成16年6月定例会市議会で設置以来、調査を継続していた「新焼却施設に関する調査特別委員会」の報告を行い、調査を終了しました。

(委員会報告書は別掲)

6月定例会市議会では毎年3月末の会計年度終了をうけて、財団法人等の決算及び事業計画が報告されます。市の将来に関わる問題も含んでおり、各議員はいろいろな観点からの質問を行いました。また、市長から第3次行政改革を平成21年度まで継続する旨の報告もありました。

平成15年の地方自治法改正により、市の施設の管理方法を平成18年度までに再検討しなければなりません。市長から関係条例14件の提案があり、非常に重要な問題であり、市民生活にも影響があるため、「指定管理者制度導入等に伴う関係条例の審査に関する特別委員会」(委員会名簿別掲)を設置し、閉会中の継続審査することとなりました。

当初提案された議案について、本会議での質疑や、より専門的な委員会審査を行い、継続審議とした議案以外は全て可決しました。

最終日には人事案件、里道の交換に関する議案と補正予算の追加提案もあり、可決しました。

今定例会での議案概要

可決した条例

- 高砂市職員の互助会に関する条例の一部を改正する条例
- 高砂市市税条例の一部を改正する条例
- 高砂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 高砂市企業立地促進条例
- 高砂工業公園立地促進奨励金交付条例の一部を改正する条例
- 高砂市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
- 高砂市建築手数料条例の一部を改正する条例
- 高砂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 高砂市消防団員退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

可決したその他の議案

- 消防自動車購入事業災害対応特殊はしご付消防自動車製造請負契約
- 米田塩市2号雨水幹線工事請負契約
- 古新面整備工事請負契約
- 財産の交換について

可決した予算案

- 第3回平成17年度高砂市一般会計補正予算
- 第1回平成17年度高砂市下水道事業特別会計補正予算
- 第1回平成17年度高砂市水道事業会計補正予算
- 第4回平成17年度高砂市一般会計補正予算

継続審議とした条例

- 高砂市知的障害者更生施設条例の一部を改正する条例
 - 高砂市知的障害者小規模作業所条例の一部を改正する条例
 - 高砂市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例
 - 高砂市生石宿泊センター条例の一部を改正する条例
 - 高砂市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例
 - 高砂市文化会館条例の一部を改正する条例
 - 高砂市福祉保健センター条例の一部を改正する条例
 - 高砂市勤労会館条例の一部を改正する条例
 - 高砂市駐車場条例の一部を改正する条例
 - 高砂市都市公園条例の一部を改正する条例
 - 高砂市市ノ池公園キャンプ場管理条例の一部を改正する条例
 - 高砂市総合運動公園体育施設管理条例の一部を改正する条例
 - 高砂市向島多目的球場管理条例の一部を改正する条例
 - 高砂市民プール条例の一部を改正する条例
- ※閉会中に指定管理者制度導入等に伴う関係条例の審査に関する特別委員会で審査します。

請願・陳情

採 択

- 義務教育費国庫負担制度堅持を求める陳情書
- 「義務教育費国庫負担制度」を堅持し、同制度から学校事務職員・栄養職員を除外しないこと、並びに定数配置基準の改善を求める意見書提出に関する陳情書
- 「排水施設」の設置を求める陳情書

継続審査

- 住民基本台帳の大量閲覧を禁止する条例の制定を求める請願

平成17年6月定例会日程表

24日(金)	23日(木)	22日(水)	21日(火)	20日(月)	19日(日)	18日(土)	17日(金)	16日(木)	15日(水)	14日(火)	13日(月)
委員会報告、討論採決、閉会	各常任委員会審査	各常任委員会審査	質疑、一般質問	質疑	休会	休会	質疑	質疑	休会	休会	開会、市長の提案理由の説明

新焼却施設に関する調査特別委員会報告書

1 委員会の構成

委員数	9名
委員長	船田 昭信
副委員長	砂川 辰義
委員	木村 巍
	生嶋 洋一
	井奥 雅樹
	小松美紀江
	北野誠一郎
	岡本 勝弘
	北 元次郎

2 調査事項

(1) 新焼却施設に関する性能確認業務の検証

ア 連続90日稼動について

イ 施設トラブルの対策について

ウ 性能確認試験について

(2) 100条委員会からの継続課題の解明

ア 職員の処分について

イ MBSに対する抗議について

ウ 環境工学コンサルタントへの対応

3 委員会開催日程

第1回	平成16年7月2日
第2回	平成16年8月10日
第3回	平成16年9月2日
第4回	平成16年9月28日
第5回	平成16年10月5日
第6回	平成16年10月22日
第7回	平成16年12月1日
第8回	平成16年12月13日
第9回	平成16年12月24日
第10回	平成17年1月17日
第11回	平成17年1月26日
参考人 藤吉秀昭氏 (日本環境衛生センター)	
第12回	平成17年2月24日
第13回	平成17年3月18日
第14回	平成17年4月11日
第15回	平成17年5月13日
第16回	平成17年5月26日
第17回	平成17年6月6日
第18回	平成17年6月10日

4 検討内容

(1) 100条委員会からの継続課題について

●ア 職員の処分について

美化部長・美化部次長の責任について、「地方公務員法第32条」「消防法第24条」に違反しているという100条委員会の指摘に対し、処分決定の段階でどう認識し、反映されたのかを確認した。

これに対し、○美化部長については、火災に対する事務処理の遅滞、産業廃棄物処理についての業者や部下への指導の欠落、の2点で地方公務員法第35条に抵触する。○美化部次長については、火災に対する事務処理の遅滞、国庫補助申請に係る事務処理の不備、産業廃棄物処理についての業者や部下への指導の欠落、の3点で地方公務員法35条に抵触する。との判断のもと、処分を決定したとの説明を受けた。

●イ MBSに対する抗議について

平成16年4月8日放送の「VOICE」の内容について、同6月18日に高砂市長から毎日放送社長宛に質問書を送付し、同6月30日に毎日放送報道局「VOICE」編集長沢田隆三氏、記者東野欣氏から回答書を、また同7月5日に高砂市長から毎日放送社長宛に「放送法第4条に基づく訂正放送の請求」を送付し、同7月7日に毎日放送報道局長池口和雄氏から「訂正放送はしない」との回答を受け取っていたが、平成15年2月24日の委員会、市長から「毎日放送に対して、これ以上の要求を断念する」との報告を受けた。

●ウ 環境工学コンサルタントへの対応について

市は(株)環境工学コンサルタントに対し、損害賠償を求めるべきである。という100条委員会の指摘について、市としての対応を確認したが、平成17年2月24日に高砂市長から(株)

環境工学コンサルタント代表取締役玉木信也氏に対して、「ごみ焼却施設設計・施工監理業務委託契約について、○安全・安定運転に必要な技術的な課題の抽出及びその対策について、本市への助言等に重大な欠落があったのではないかと、○当該施設引き取り時点で、本市に対する助言等に重大な欠落があったのではないかと。○貴社が派遣した常駐者の問題により、貴社に信頼をおけなくなり、瑕疵担保期間中に他の業者に施設の安全運転について助言等の依頼をせざるを得なくなったこと。」についての抗議を行ったことを確認した。

(2) 新焼却施設に関する性能確認業務の検証

ア 連続90日稼働について

2号炉だけでなく、今後1号炉についても実施すべしとの意見が出され、当局も実施する考えであることを確認した。

イ 施設トラブル関係の対策

委員会での審査中に起こったトラブルについては、その都度報告を受けながら委員会としての指摘を行ってきたが、これらも含めた施設引渡し後のトラブル全件について調査を行った。結論については、「(助)日本環境衛生センターより提出された「ごみ焼却施設性能確認業務概要報告書」に示されているが、審議の経過の中で、委員会として次の内容を確認した。

① 施設改善内容と費用計算について

瑕疵担保期間終了後のランニングコストのうち、補修関係の費用については施設の性能と大きく関連するとの判断から、BHKに対して負担した工事経費の提示を求めた結果、「耐火材」と「ごみ破砕機」の補修に要した費用は、平成15年度が2億円、16年度が1億7千万円、2年間の合計が3億7千万円との報告を受けるに留まった。

委員からは、高砂市として、せめて瑕疵担保期間終了後の経常的な補修費が見通せるよう、BHKに資料の提出を求め

て行くべきだ、との強い意見が出された。

② 市民による稼働状況検証の受け皿について

職場環境測定の結果、平成15年9月、平成16年2月、7月、8月、と管理濃度を上回るダイオキシンの検出された事から、「市民の間では不安が高まっており、市民が稼働状況の検証が出来るように、受け皿を作るべきではないか」との意見が出されたが、市長より、「市民による受け皿を作るのではなく、市として責任を持って安全安心な設備にするよう努め、その内容を議会につなぎたい」との表明があった。

③ 職場環境測定でのダイオキシン対策について

管理濃度を上回るダイオキシンが検出されたことから、BHKに対して早急に適切な措置をとるよう指示をし、それに対して平成16年9月に、BHKより「緊急対応として、ガス化炉廻りを主とした気密性を強化する対策をとる」事への回答を受けた。

その後の環境測定では、管理濃度を下回る結果が出ているが、あくまでも緊急対応であり、恒久的な対策とその実施を早急に行うよう、各委員から要望が出された。

④ 市の管理体制およびBHKの運転管理体制改善について

委員会の審査中に発生したトラブルのうち、平成16年10月2日に発生をした火災については、3日後の10月5日になって発煙と消火器の使用が確認されるといった、組織管理上の問題が浮き彫りとなり、委員会でも厳しい意見が出された。BHKの対応は不適切かつ不誠実として、厳重注意をすると共に、運転管理体制の抜本的な改善策を要請し、BHKの改善策を

(ア)緊急時の連絡体制、緊急事態対応マニュアル及び教育訓練計画

練計画

(イ)工事施工の管理監督体制及び管理監督マニュアル

(ウ)市からの指示・協議内容、施設等の問題点の従業員への

周知方法

(エ)問題点等の従業員からの統括責任者への報告体制の4点に整理をして報告を受けた。

また、市の管理体制についても、運転管理委託と工事施工管理に分けて整理し、BHK改善工事にかかる高砂市の体制フローについても確認した。

ウ ランニングコスト対策

ランニングコストは大きく分けて、人件費、役使費用に要する費用、補修に要する費用の3点に分類される。

委員会では、施設の性能とのかかわりが深い、人件費を除く部分を中心に検討したが、役使費用については施設性能確認の報告書に基づいて、今後の改善も含めた一定の方向が確認出来たものの、補修に要する費用については、耐火材に要する費用とごみ破砕設備の補修費の平成15年度と16年度の実績を確認するに留まった。

5 今後の課題

委員会審査の過程で、性能確認業務の進行とともに、トラブルに対する認識を始め、新焼却施設に対する行政側の対応に、大きな変化が見られた。第三者機関の検証が厳しいものとなったからだと判断する。

このことについて当委員会としては、100条委員会報告の段階で、早い対応をとるべきであったと反省を求める。

今後、具体的に施設引き取り時と第三者検証後で、どこがどう違ったのか、その措置をどうするのかを明確にすることが行政の責務であると思料する。

以下、具体的に項目についてのべる。

(1) 性能確認報告書に基づく対応について

平成17年4月11日に開催した第14回委員会で「ごみ焼却施設性能確認業務概要報告書」の説明を受け、当委員会として、

議員全員に委託先の専門家の説明を受けることを確認し、4月21日に全員協議会で報告を受けた。

報告の内容は、当委員会で議論を重ね、指摘をしてきた内容についての一定の答えが出されたものと判断するが、当委員会として、議論の経過を踏まえ、引き続き性能確認を必要とする項目を含め、今後の対応について、次の点を提言する。

ア 作業環境のダイオキシン類対策

緊急対応として、ガス化炉廻りを主とした「気密性を強化する対策」をとった結果、管理濃度を下回る結果が出ているものの、保守点検に支障をきたす状況であり、報告書にもあるように、恒常的な対策とは言いがたい。

また、この結果から、炉内圧がプラスになるメカニズムが内在していることは明らかで、炉そのものの基本的欠陥といわざるを得ない。

当委員会としては、高砂市が、誘引通風機を含めた根本的な改善をBHKに求めるべきだと考える。

イ バーナー周りのスラグ堆積防止対策

トラブル発生の都度議論を重ねてきた内容と、報告書の内容を総合すると、ガス化炉・溶融炉内で発生したトラブルは、バーナー周りのスラグ堆積が起因しているものと推察できる。

バーナーそのものの設計上の問題か、運転管理上の問題かを含めて、スラグ堆積防止の明確な対策を立て、議会への報告と早急な改善を求めるものである。

ウ 助燃使用量の改善について

報告書では、流動床式ガス化溶融炉の灯油使用量は、全国8施設の平均値が32.36トロン／ゴミに対して、高砂市の場合には9.17トロン／ゴミであり、高性能のような印象を受けるが、施設によって燃焼条件が大きく異なることから、あくまでも参考であり、性能判断の対象にはならない。

むしろ、計画条件との比較で見るとべきであり、特に、基準

ごみ・高質ごみの場合0トンのところが5トンのようになっていた。これは運転管理の改善によって解消できるのか、理論値と実際値の差、即ち炉の性能限界と判断すべきかによって評価が異なることから、早い段階で結論付けるべきである。

(2) BHKとの協議について

市民の財産である新焼却炉を所期の性能確保のために、高砂市がこの報告を元に今後BHKとどのようなスタンスで話し合いを進めるかが焦点となる。

当委員会としては、初号炉といえども、本来の性能が確保されることは基本的な契約義務であることから、性能確認業務に基づく設備改善は、BHKの義務として、誠意のある対応を求めるものである。

ア 瑕疵担保期間の延伸

平成15年度のトラブルに基づく保証金は、市長の政治的判断により決着した形となったが、16年度以降の算定は覚書に基づく確認書により算出することになっている。

保証金の算出基準は、瑕疵担保期間の延伸と密接に絡んでおり、今後の交渉に当たっては、議会との連携を元に、高砂市としての考え方を明確にしながら、対応されたい。

イ 処理フローの変更と最終処分率の確認

性能確認の1つである最終処分率については、処理フローが変更されているため、評価の対象にされなかった。

しかし、高砂市が、「施設引渡し時性能試験要領書の最終処分率の保証事項」に基づき算出した実績最終処分率は、平成15年度で6.83%（最終処分率保証値5.30%以下（平成16年度で7.89%（同6.06%以下）といずれも保証値を下回っており、この点について「平成17年度に行う性能確認の中で明確にしたい」との説明があったが、委員会として、処理フローの変更も議会への説明がなままに行われており、

執行権の範囲といえども、性能保証と大きくかわる問題については、議会への説明を十分に行うことは当然であり、今後の性能確認の中で議会への適切な説明を行うよう、要請しておきたい。

(3) スラッグの処理について

排出されたスラッグは、平成15年度で2,318.96t、平成16年度で2,202.13t、合計4,521.09tとなっており、現在処理されないままに最終処分場に積まれている。今後も毎年2,000tのスラッグが排出されると予想されるが、これをどう再利用するかが大きな問題となっている。

「現在国ではスラッグの再利用に向けて、JIS化が検討されているようであるが、高砂市としては、下水工事の埋め戻し用材として検討している」との説明を受けた。

委員会としては、スラッグの再利用は環境対策としても今後の大きな課題であることから、BHKの協力も要請しながら、出来れば有価物として処理できるよう、一層の努力を要請する。

1号炉の連続90日稼働、トラブル解消の諸施策、ランニングコスト問題、最終処分率など、委員会で審査を行ったが、瑕疵担保期間が切れた後の不安は解消されていない。

それだけに、今までの問題点を明らかにしながら、第三者機関による指摘の改善を始め、瑕疵担保期間の延長など、BHKに対して毅然とした態度で、課題の処理に対する交渉を進めるべきである。

なお、今後の改善については、「市民監視委員会（仮称）」を設置し、監視の受け皿とすべし、との意見があったことを付加しておく。

※MBS (株)毎日放送

BHK バブコック日立(株)

一般質問

市政全般に対する一般質問は、高砂市議会では一人15分となっており、2回までの再質問が認められています。

ここではその一部を紹介します。よりくわしい内容については図書館や各公民館に備え付けられている「兵庫県高砂市議会定例会会議録」に収められていますのでご利用下さい。

高砂市コミュニティバスの現状と 問題点について

岡本 勝弘

◆本年4月からの神姫バス北条〜高砂方面のダイヤ変更で、高砂行の1日の本数は、これまでの1日8本から、米田の停留所の時刻で6時46分と最終便の16時39分だけになった。一方、高砂市コミュニティバスは何らの対応措置も講じておらず、住民は午前6時台の便で市民病院へ行き、開院まで長時間待った挙句、午後5時台のバスで帰路につくしかなくなった。

担当部局に説明と対応措置を求めたが、「神姫バスの権限なので高砂市はどうしようもない」とか「市民からの苦情は聞いてない」との弁であった。

これから真夏の炎天下にさらされ、また秋から冬ともなれば、日も短くなり、寒さも加わるので人道的にも放置は許されない。

体調を崩し倒れてしまう人が出てから対応するのでは、取り返しがつかないし、万

◆ 本年4月からの神姫バス北条〜高砂方面のダイヤ変更で、高砂行の1日の本数は、これまでの1日8本から、米田の停留所の時刻で6時46分と最終便の16時39分だけになった。一方、高砂市コミュニティバスは何らの対応措置も講じておらず、住民は午前6時台の便で市民病院へ行き、開院まで長時間待った挙句、午後5時台のバスで帰路につくしかなくなった。

担当部局に説明と対応措置を求めたが、「神姫バスの権限なので高砂市はどうしようもない」とか「市民からの苦情は聞いてない」との弁であった。

これから真夏の炎天下にさらされ、また秋から冬ともなれば、日も短くなり、寒さも加わるので人道的にも放置は許されない。

体調を崩し倒れてしまう人が出てから対応するのでは、取り返しがつかないし、万

◆ 高砂市コミュニティバスは、6月から始まると報じられているが、同様の試みを本市でも考えるべきではないか。

答 加古川市で乗り合いタクシーが運行されたことについて、運行状況を把握し、本市でもできるかどうかについて検討していきたい。

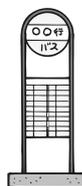
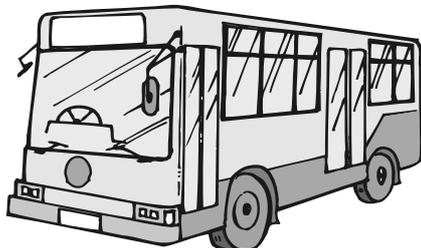
◆ コミュニティバスによる対応の要不要の決定に至るまでの経緯、経過について説明されたい。

答 減便については2月9日に説明を受けた。増便の復活要望を口頭で行ったが、応じてもらえなかったのが現状である。コミュニティバスの代替対応については、運行に大幅な経費がかかるため、早急な対応は困難と言わざるを得ない。

◆ 「利便性の向上」という趣旨に反する事態を受け、どのような対策をとろうとしているのか。

答 利便性の向上については高砂市交通網整備計画懇談会の中で検討していきたい。

◆ 「加古川市コミュニティタクシー」の試験運行が、



保育園の利用増加と幼稚園の2年保育についてほか

秋田 さとみ

問 少子化の中でも保育園の利用が増えています。女性の社会進出や景気悪化、雇用不安などで共働き家庭が増したためです。しかし国の少子化対策は保育園の定員規制をなくし、増加した園児の対応はパート保育士で行うというものです。

答 保育園の入所率は2割増で入所されており、5歳児も年々増えている。曾根幼稚園の2年保育実施の必要性は認識しているが、全幼稚園の状況を見ると全ての園で定員を下回っている。今後の園児数の動向を見極めるとともに保育園の入園状況等総合的に勘案し、2年保育については長期的展望も含めた中で検討したい。

このような中、市内で幼稚園の2年保育を実施していない地域で問題があります。特に曾根保育園では園児が6年前にくらべると47名も増えています。この間施設は改修されず、臨時保育士を増員して運営されています。一方曾根幼稚園では定員140名のところ5歳児が54名のみで施設に余裕があります。曾根幼稚園で2年保育があれば曾根保育園に通う4歳児の中には幼稚園を希望する人が多く含まれています。いつまでこのような状態を続けるのですか。

なぜ曾根幼稚園で2年保育を実施しないのですか。場所の移転を期に各地区に発展させることが必要です。

答 生きがい対応型デイサービスについては市内2カ所に開設しているが、そのうち梅井のデイサービスセンターについては本年度末で廃園を予定している高砂保育園を改修し、平成18年10月から新たな場所でサービスを開始したいと考えている。利用に不便さを感じる方もおられると思うが、一方で新たな利用者の活用も期待できるのではと考える。現下の財政状況の中で市の施設をいかに利用していくか勘案し、考え方を示した。その地域の中で高齢者に生きがいを見つけていただく、また指導もいただく活動は非常にありがたく、行政としても、地域の皆さんの力も借りながら総合的に検討していきたい。

生きがいデイサービスの充実を

問 生きがいデイサービスは梅井で5年間実施し、来年から高砂に移転予定です。高齢者の自立した生活をさせるには日常の見守りと、歩いて通うことができ、ホッと憩える場所づくりが必要で

す。場所の移転を期に各地区に発展させることが必要です。

山積する懸案事項の取り組みと市長の政治的決断について

懸案事項に対する取り組みについてほか

木村 巍

バランスシートによる行政診断について

問 高砂市の現下の状況において、将来どのようなまちづくりができるのか不安である。財政問題と絡め、山積する懸案事項を、全体的に見直し、大胆な発想の転換をもって、新しい政策を打ち出すことが必要ではないか。今こそ、市長の政治的決断が求められるが如何か？

答 山積する懸案事項について、厳しい財政状況にあるが一つ一つ着実に全力で取り組んでいきたい。抜本的な見直しについては、現在第三次行政改革を推進しているが、今までの削減するという行革方針にも限界があるため、抜本的な見直し、制度的な見直しに切り込まなければならぬと考えている。近い将来、具体的に示したい。

問 平成11年と12年の9月定例会において、バランスシート導入の必要性を訴え、導入の意思確認を行った。その後、平成13年度からのバランスシートを作成し、ホームページで公表されている。この事に対しては評価するが、総務省のマニュアルに基づいたものであるため、精度にかける部分が多い。精度を上げるための対応は考えられないか？せっかく作成したバランスシートを、行政改革や市政運営の判断に、どのように役立てているのか？

答 バランスシートについては、平成13年から毎年作成し、ホームページでも公表している。作成マニュアルは外部公表の支援、作成の容易性、比較の向上を目的に作成されており、精度を上げる事については他市との比較に関連してくる。他市の状況も踏まえて検討したい。キャッシュフローの導入については今後の研究課題と認識している。バランスシートは地方公共団体間または時系列での比較に役立つと期待できることから、より充実したバランスシートの作成と公表を目指すことが、財政状況をより透明化し、市民に対する説明責任を果たすために必要であると考えている。

また、キャッシュフローの導入についてどのように考えているのか。

答 バランスシートについて、平成13年から毎年作成し、ホームページでも公表している。バランスシートを個々具体的に行政運営にどのように判断しているかという点については、現在まだそこまで至っていないのが現状であり、今後整理していきたい。

環境会計の導入についてほか

近藤 清隆

問 環境会計の取り組みは、民間企業がいち早く導入を開始しているが、民間企業と同様に、地方自治体はその活動を通じて環境に対して負荷を与えている。

高砂市における環境保全活動としては、平成15年2月末に「環境ISO14001」の認証を取得し、環境配慮・環境保全効果を捻出している。その一方で更なる環境施策として、例えばごみ焼却施設から発生する大気汚染物質の低減や再生コピー用紙の購入による森林保護といった、定量的に把握できる環境パフォーマンスデータを「環境会計」として公表する等、常に一歩先を見据えた仕組み作りが必要と考えるが、当局の見解を伺いたい。

発表されたのが最初で、最新としては環境会計ガイドライン2005年度版が発表され、既に導入している企業も多々あることは承知している。本市としては環境ISO14001の認証取得を行い、継続的に推進している。今後も効果的な環境施策に取組んでいきたい。環境会計を既に導入している自治体があることも承知しているが、本市の導入については調査研究の時間をいただきたい。

「社会教育と学校教育の二ズに隔たり」について

問 一般的に言われてきた従来の「ゆとり教育」から「ゆとり教育」への変革を経た現在の教育実態において、社会や企業体が必要としている人材ニーズと学校が育成しようとしている教育ニーズに隔たりが存在しているのでは

ないか。各自自治体単位で取組まれている「特色ある学校づくり推進事業」の一つとして、例えば教育委員会・学校関係者・保護者・企業人事担当者などによる調査・研究・交流をカリキュラムに加えることも必要と考えるが、教育委員会の見解を伺いたい。

答 中学2年生で実施するトライヤル・ウィークでは多くの成果が出ており、今後にも充実に努める。本年度はキャリア教育の推進プログラムを作成しており、人間として、社会人としての基礎的、基本的な力の育成を着実に推進していきたい。

小中学校の教科学習や総合的な学習の時間に企業関係者を含めた地域の人材を生かした教育を推進しているが、今後も積極的に保護者や企業関係者との交流に努めたい。

より良い介護保険制度を求めるほか

小松 美紀江

問 このたびの介護保険法改正は軽度の要介護からサービスを取り上げ施設入所者から高額な食事や住居費を徴収し二重三重の負担と給付の切捨てを進めるものになっている。今年4月末現在で市内の要支援、要介護1の認定者の内、ヘルパーを利用されている人は約400人あり今回の見直しで介護サービスを低下させないための計画をどのようにされていますか。

新予防給付制度のホームヘルプサービスは生活機能の維持向上の観点から見直しを行うもので、要支援、要介護という判定の中で取扱いが変わっていくというふうになつており、従来どおりのサービスが受けられると認識する。

望した行革に対する基本理念をお示し下さい。

答 施設給付は本年10月から見直され、食費、居住費は保険給付対象外となるが、低所得者については負担軽減の観点から補足的給付制度が創設される。

問 市職員の奉仕者としての能力と専門性を生かす仕事をお願いしたい時代だからこそ、命や人権よりもコスト優先の行革ではなく、多くの職員が知恵と力を結集し全体の奉仕者として誇りを持って仕事ができる体制づくりが今こそ必要ではないでしょうか。

住民ニーズが複雑多様化している社会情勢の変化に対応するため不断の行政改革を進めることが肝要であり、安定的な自治体運営をはかることが住民福祉サービス増進につながる。今後は事務事業を必要性の視点からの見直しを行うこととしている。

問 市が進める行革は自治体本来の役割を十分に果たすべき

市長が国、県が進める住民犠牲の行革から住民の福祉の増進という自治体本来の役割を果たすため、市民の暮らしを守る防波堤として、暮らしを守る防波堤として、求められるべきです。将来を展

望した行革に対する基本理念をお示し下さい。

「高砂市次世代育成支援行動計画」についてほか

砂川 辰義

問 財政的に厳しい現実の中、子育ての経済的負担を支え、子育て世代の人たちから喜んでもらえるような、支援策の実現に積極的に取り組んでいただきたい。少子化が社会全体として深刻な問題となっており、子どもを産み育てやすい環境づくりが必要。次世代育成支援のタイミングが遅れ人口減少が加速し始めると、いかなる対策を講じても歯止めがきかなくなる。

答 厚生労働省は、このような少子化の流れを変えるために、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定した。高砂市は財政困難な現在、新たなプランが策定されても財源の確保がなければ「絵に描いたもち」で単なる計画に終わってしまう。まずその財源確保について伺いたい。更に、高砂市の特性はどのように反映されているのか。

問 金として事業費の2分の1を限度に交付される。地方交付税もこの交付金と同額計上される。補助金、負担金で引き続き制度のあるものも確保していきたいと考えている。本市の特徴は出生率が全国、県平均より高く、安心して就労できる環境があることと考えている。

問 具体的施策として、子どもたちの安全確保について、事故、犯罪に巻き込まれない環境整備の必要がある。今後の取り組みは。

答 学校管理下では不審者侵入を防ぐ監視と意識づくりに、地域の見守りづくり等環境整備が大切と考えている。通学路については関係機関と協議して可能な限り安全な通路に危険な箇所では児童・生徒の誘導をしている。

問 国の三位一体改革により、いくつかの補助金が廃止され、新たに次世代育成交付金

答 母子保健医療体制について、比較的女性は男性に比べて健康診断や検診を受け

る機会が少ないと思う。女性を大事にして欲しいという思いで、高砂市として、女性の生涯にわたる健康づくりの支援事業について伺いたい。

答 住民検診、総合検診、がん検診等を実施しており、できるだけ受けやすい体制を提供していきたいと考えている。今後とも若い世代への啓発も含めて母子保健医療体制の推進に努めたい。

問 6月20日に高砂市民病院に開設された女性専門外来の今後について、女性特有の疾患や病態をよく理解し適切な判断ができる女性医師の確保、育成についてどう取り組むのか。

答 院内の各部署と連携し、女性に対する総合的な診療体制を充実していきたい。具体的には8名の女性医師と女性の検査技師も含めたスタッフを確保し、充実した女性専門外来をつくっていききたい。

市町村崩壊〜高砂市の場合〜ほか

井奥 雅樹

市町村崩壊に向かう高砂市

◆市長は1日の大半を秘書課に決められた多種多様の挨拶、公式行事、考える事のない会議等の連続で費やし、シティマネージャーとして勉強する時間や考える時間が極めて少ない。志木市長を1期4年間つとめた穂坂邦夫氏による「市町村崩壊」

だと思えます。同じ仕事で臨時や委託先と正規職員が過剰に待遇が違うのはどうか。時給1000円くらいの最低の賃金目安が必要では。田村市長の人事理念は何ですか。

問 高砂市も着実に同じ道を歩んでいるのではないですか。

答 職員の給料と臨時職員の賃金とは、現実問題として格差がある。財政問題もあり単に賃金を上げることで片付けられない。今後、自治体が地域公共サービスを担っていることを自覚しリビングウエッジの考え方も含めて検討したい。

問 高砂市も着実に同じ道を歩んでいるのではないですか。

答 志木市長穂坂氏は斬新な施策をアピールしており、市長もいらない、議会もいらない、議員もいらないというようなことも述べられていたと認識している。ご紹介いただいた著書も読ませていただき想いははかってみたいと考える。

問 志木市長穂坂氏は斬新な施策をアピールしており、市長もいらない、議会もいらない、議員もいらないというようなことも述べられていたと認識している。ご紹介いただいた著書も読ませていただき想いははかってみたいと考える。

◆年収900万円を超える市長、助役、部長20人全員。あなた方はそれだけの働きをしていますか？

◆私の教育理念は「知識を押し付けず、議論の能力を向上させること」です。スウェーデンの中学校教科書のように選択肢を示して議論できる教育が理想です。

公務労働と公務員の働き方

問 私はリビングウエッジ(生活賃金)の概念が大切

問 教育長の理念は。現在の制度にまみれた教育施策、しかもクルクル方針が変わって現場が混乱していることを

答 教育というものは、人格の形成と社会の有為な形成者の育成です。学校教育は、不易と流行であると云われる。時代やこ

ろを超えて永遠に変わることのない教育分野。今、国際化、情報化、少子高齢化というふうな大きな社会の変化、構造変化が出ている。時代の移り変わりに応じて変化していく分野。そういうふうな中で不易と流行、うまくバランスアップの中での学校教育を考えている。

団塊の世代の活用についてほか

横山 義夫

団塊の世代の活用について

問 財政で行き詰まった行政の打開策として、2年後から多くの団塊の世代が退職を迎えるが、この人たちの技術力・能力の活用が大きなポイントとなる。高齢者の人材活用を行政がどう活用できるか、そのためのシステム作りと官民の力合わせが重要と思うが。

答 今後は地域社会でのボランティア、NPO、公的な施設へのスタッフなど、民間企業で培われたそのノウハウ、経験などを活かした、生きがい、働きたいのある場の提供など、行政としてのシルバークロスの活用が非常に重要なことであろうと考える。

市職員が市内の施設等をチェックする姿勢と市からの苦情処理について

問 日常から職員は、市内における建築物・道路・街灯・水路・公園の状況等を絶えず目を光らせて普段から問題点はないか。そういう意識で市内を見るように指導しているか。

また、市民からの苦情要望処理は何時・だれが・なにをどう対応したか等を記録する「苦情処理・要望処理カード」を作成して、市民へ文書での回答をしてはどうか。

答 公園については、年間スケジュールを作成している。ケジュールを形成している。また、保守点検を行っている。すべての職員一人ひとりが見る視点を変え、自分たちで構造物などを点検し、変化の意識を持つことで、事故の未然防止につながるものと考えている。市民からの相談への対応については、統一的な様式を示して、各部署において要望受付書を整備し、要望内容及び処理内容を記載し、処理済、あるいは保留というふうなことも明確にするような形で把握をするようにしている。

県民緑税について

問 高砂市民にとって直接的な関わりは。

答 都市の緑というのは、火災の延焼の防止や、ヒートアイランド現象の緩和など

の公的な機能も有しておると認識している。防災面や環境面からも非常に重要な役割を果たすと考える。

教科書の選定について

問 教科書採択の権限は、市の教育委員会にあるが、教科書採択までの流れについて。また、開かれた採択を推進するためには、採択結果や理由などの採択に関する情報より積極的な情報公開が必要ではないか。

答 採択に当たっては、県教育委員会が採択地区を設定し、広く意見を求め、採択の適正化を図るため、諮問機関を設け、その答申を受けた地区内の教育委員会が協議し種目ごとに教科書を採択する。また、教科書の展示会を設置し保護者や一般市民に関心、認識を深めていただけるよう努めている。教科書の採択については公正確保に努めている。

採択について協議する教育委員会

採択については協議する教育委員会は傍聴が認められており、採択結果や理由等は、情報公開条例に基づき適正に対応する。

高砂市職員の服務と現状ほか

松本 均

本市の職員の中に、公務員としての自覚に欠ける職務を放棄して、反復継続して無断欠勤をする不心得者がいる。このような実態を知りながら、長期間も放置し、何らの指導監督も対処もせず、傍観を続ける幹部にも、重大なる責任は免れない。当該職員はもちろん、監督責任のある幹部にも、地方公務員法や高砂市職員服務規程に照らし、厳正なる対応をすべきではないか。

答 このような不正なる状況を看過することは、本市職員の士気の低下はもちろん、勤務意欲を失わせる最大の原因となり、組織の崩壊を招きかねない。任命権者たる市長の責任を伺いたい。

公務員として住民福祉の充実に努めていくのが本旨。それができていないことは、厳正に対処もしたい。

答 これまで当該職員に対して適切な指導監督も対応もせずに放置しておきながら、まるで他人事のような当局側答弁である。

不正に対して見て見ぬふり、臭いものに蓋という、卑劣な姿勢は公の職に在る者として、断じて許せない。重ねて念を押しておく。

問 4月1日より機構改革という新体制になったが、市内7カ所に設けられている市民サービスコーナーでは、正規職員の所長と臨時職員との2人体制のため、所長の昼食時、休憩時には、臨時職員1人での窓口対応となるため、結果として所長の休憩は無い。このような状態は労働基準法違反である。

答 多種にわたる証明発行、諸届出書の受付業務の内容は、市民のプライバシーの保護はもちろん、市民の大切な財産を守るという、大きな責任を担当する、市民サービスコーナーの窓口である。今後どのように改善されるつもりなのか。

市民の皆さん方から直接の仕事の実態等々も踏まえた中で、統廃合の関係で市長と語る会の中でもご意見をいただきました。その中で配置を考えさせていただいた。法

問 子どもたちの学力向上について

答 子どもたちの学力向上に取り組まれていることは、まことに結構であるが、学力テスト(業者テスト)に大層こだわるのはなぜか。子どもたちはのびのびと友達と仲良く、学校生活を楽しみながら、身体を鍛え、社会の秩序と世の中の仕組みやルールを学んでいただきたい。スポーツや音楽、美術などの芸術の方面でも、才能を伸ばしていただきたいと思うが、教育長のお考えはどうか。

答 学習状況調査は、かつての学力テストの結果を求めらるものでなく、学習指導要領の学習到達の度合いを調査し、教員の指導力に活かすこととす。特に全国の学習状況の傾向に対し、高砂市の全体傾向がどういような傾向にあるかを分析するところである。

悪徳商法防止3原則ほか

鈴木 利信

「知らせない・立ち入らせない・契約を成立させない」

高砂市として、個人情報等を知らせない。大量閲覧

等の制限をして、情報の漏洩を減らす。また地域のネットワークとして、自治会・ケアマネージャー・ホームヘルパー・福祉委員等を通じて、悪徳業者の情報を流して、地域に立ち入らせない。最後にいち早く情報を入手し、身寄りのない認知症の方には、すぐに成年後見人を選任して、契約を成立させない。このような方策やネットワークが必要では？

トラブルを1日でも早く察知して相談することが求められており、家族、ヘルパー、ケアマネージャー、民生委員といった地域福祉のネットワークの充実が必要と考える。消費者相談窓口対応、広報たかさごに記事掲載、消費者ニュースを通じて注意を呼びかけているが今後も啓発をはかりたい。

犯罪被害者基本法について

犯罪被害者に対する高砂市の考え方や担当は。

犯罪被害者に対する支援施策は多岐にわたっており検討を重ねていきたい。現時点では市民相談、法律相談を通じて県弁護士会の犯罪被害者支援センターを紹介し支援を受けるようアドバイスしている。

犯罪被害者基本法で、犯罪被害者やストーカー被害者も含め公営住宅の優先入居が謳われているが、

公営住宅法における入居資格要件を満足し、公募の原則で入居者を決定する必要がある。実情に応じて関係機関との調整を厳密にして対応したい。

DV被害者等の就業支援について

DV被害者や犯罪被害者にも、自立支援が必要ではないか。

法令により被害者の自立を支援する措置を講ずる

よう努めることが明確化されている。今後福祉事務所を始め、関係機関、関係部署が連携協力して、DV被害者等の自立、就業支援に対応したい。

大量閲覧に対する個人情報保護について

犯罪被害者やストーカー被害者は、逆恨みによる2次被害に遭わないために、相手に知られないように公営住宅に優先的に入居する権利が保障されている。そのため閲覧の対象を選択性にするか、認知症・DV・母子家庭・ストーカー被害者・犯罪被害者など、閲覧の対象から外す必要があるのでは。

DV、ストーカー被害者における閲覧等については、本人からの申し出があれば加害者への提供はしないようになっている。認知症や犯罪被害者については法として規定されていない。なお、現在総務省において法の改正を含め検討を行っている。

表彰等

藍綬褒章 池本 晃

全国市議会議長会10年永年勤続議員表彰

北野誠一郎 松本 均 宮本 幸弘 小松美紀江

本会議・委員会はどなたでも傍聴できます。

各常任委員会、特別委員会は委員長の許可により傍聴できます。

市役所内のモニターテレビの中継や、市立図書館及び公民館に備えつけの会議録などで内容を知っていただくことができます。

次の定例会は9月に開会の予定ですので、日程その他詳しいことは

43-9051 (議会事務局) までお問合せください。

人事

●固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意いたしました。

高砂市荒井町千鳥2丁目8番7号 小南 伸

●人権擁護委員の候補者の推薦について適任としました。

高砂市中筋2丁目1番6号 曾根 眞正
高砂市曾根町2286番地の1 曾根 文省
高砂市荒井町千鳥2丁目21番8号 八木 美緒
高砂市阿弥陀町阿弥陀1574番地の5 高田 昭

●農業委員会委員について学識経験を有するものを推薦しました。

高砂市荒井町小松原4丁目121番地の4 石原 正康
高砂市阿弥陀町阿弥陀1915番地の6 原 亀男
高砂市荒井町扇町17番30号 吉田 正俊

高砂市議会のホームページを開設しました。皆様のアクセスをお待ちしております。

http://www.city.takasago.hyogo.jp (高砂市のホームページからアクセスできます。)

義務教育費国庫負担制度堅持と定数配置基準の改善を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の地方財政力による格差をなくし、教育の水準の維持向上を図る制度として現行教育制度の根幹をなしているものである。

しかし、今日までに、旅費、教材費、共済費及び恩給費などを次々と国庫負担から除外・削減するなど、国庫負担制度の縮小・廃止を推し進め、地方財政に大きな影響を及ぼしている。

義務教育の水準の維持向上を図るには、義務教育費を財政事情のみの「三位一体改革」だけで議論することは極めて危険である。

学校事務職員及び栄養職員は義務教育諸学校において、重要な役割を果たしており、学校事務職員については、現行の複数配置基準の改善等が求められている。この給与費に対する国庫負担制度が廃止されるならば、各自治体の規模や財政力の格差によって、学校運営に重大な影響を及ぼすばかりでなく、義務教育の現行水準の確保に大きな支障をきたすこととなる。

よって、政府においては、義務教育費国庫負担制度の本来の趣旨に則り、定数配置基準の改善等、現行制度の一層の充実を図るとともに義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員の給与費の国庫負担制度を堅持することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年(平成17年)6月24日

高砂市議会

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成12年4月の「地方分権一括法」施行以降、地方公共団体においては、自己決定、自己責任の領域が拡大している。これに伴い、地方議会を取り巻く環境も大きく変化し、地方議会の役割と責任が一層重要になってきている。

また、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増しており、住民自治の根幹をなす地方議会の機能の更なる充実を図ることが不可欠である。

当市議会においてはもとより、各市議会においても、自らの議会改革等を積極的に行なっているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年を経過し、「議長と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんどが見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮して、はじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、政府においては、第28次地方制度調査会での「議会のあり方」の提案を十分に踏まえ、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、地方議会の機能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改革が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年(平成17年)6月24日

高砂市議会

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出している。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りされ、真の地方分権改革とは言いがたい状況となっている。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く要望する。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定すること。
3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から平成21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運用に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年(平成17年)6月24日

高砂市議会

指定管理者制度導入等に伴う関係条例の審査に関する特別委員会

指定管理者制度導入等に伴う関係条例の審査を行います。

◎今竹 大祐 ○北野誠一郎
 萬山 忠彦 沢野 博
 橋本 芳和 岡本 勝弘
 井奥 雅樹 横山 義夫
 秋田さとみ

◎委員長、○副委員長

指定管理者制度とは

これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が市の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、今回の指定管理者制度の導入により、市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体(指定管理者)に委ねることができるようになりました。

平成15年の地方自治法改正により、現在管理委託をしている公の施設については、外部への管理の委任を続ける場合には、施行日から3年以内(平成18年9月1日まで)に指定管理者制度に移行することになります。